

4. トラブルとその対応事例

4-1. 発生が想定される軽微なトラブル事例

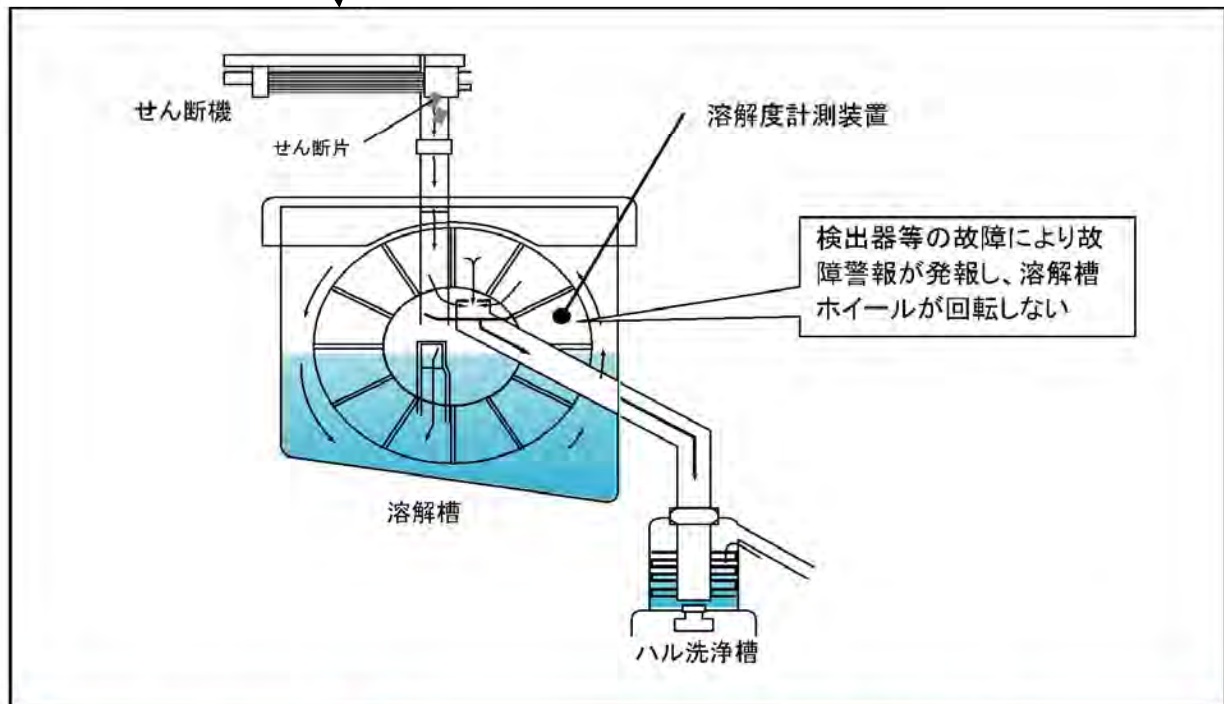
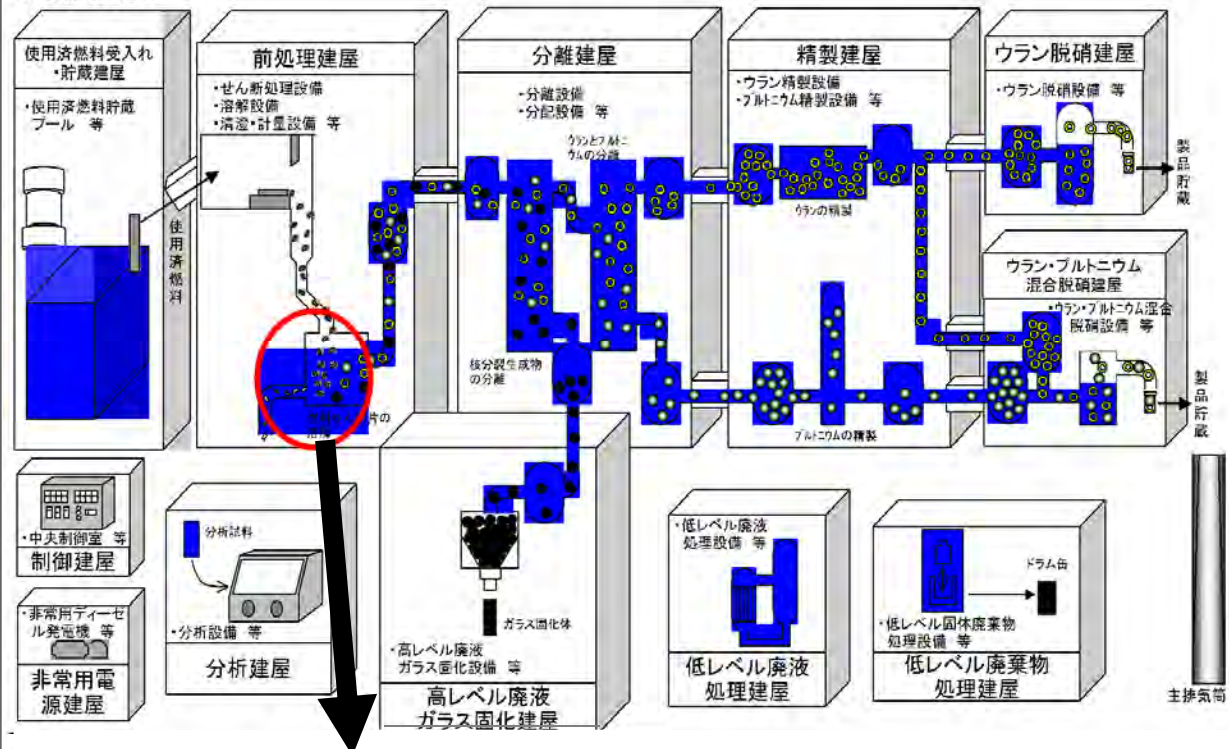
事象分類別（d. 計測・制御系の不良）

4-20. 溶解槽の溶解度計測装置の故障

事象の概要																	
(1)発生場所：機器	前処理建屋：溶解度計測装置																
(2)設備の概要	使用済燃料のせん断・溶解作業の際、せん断片が溶解槽内で適切に溶解したことを確認するための設備。																
(3)発生の状況	使用済燃料のせん断・溶解運転中																
(4)概要	溶解度計測装置の検出器等が故障したため、故障警報が発報して溶解槽ホイールの回転不許可。																
(5)原因	運転を継続する中で偶発的に発生する機器故障																
事象による影響																	
(1)工場外への影響	工場外への影響は生じない。 放射性物質を除去するフィルタ等を有する、前処理建屋換気設備が稼働している建屋での事象およびそれに伴う復旧作業であり、放射性物質の放出等の工場外への影響は生じない。なお、本事象は放射性物質の漏えいを伴うものではない。																
(2)安全性への影響	安全上の問題は生じない。 溶解度計測装置にある検出器等の故障を検知し、自動的に溶解槽ホイールの回転が不許可となり、これに伴ってせん断機も停止するため、これ以上事象の進展はなく、安全上の問題は生じない。																
(3)作業員への影響	作業員への影響は生じない。 溶解度計測装置にある検出器等の保修作業は、放射性物質を直接扱わないエリアでの作業であり、作業員への影響は生じない。																
(4)他工程への影響	上流、下流の工程の運転に影響が生じる。 溶解槽ホイールが回転しないことに伴い、せん断機以降の運転に影響が生じる。さらに、下流の分離建屋以降の工程は、前処理建屋下流にある一時的な貯留槽（計量後中間貯槽）の残液量で運転継続の可否を判断する。																
対応の概要	1.溶解度計測装置の故障であることを確認する。 2.定められた保修作業手順にしたがって検出器等の交換を行う。 3.検出器等の交換後、異常のないことを確認し、定められた操作手順に従って運転を再開する。																
公表区分	翌平日に公表（ホームページへ掲載）																
連絡区分*	<table><tr><th colspan="3">トラブル情報</th><th colspan="3">運転情報</th></tr><tr><td>A 情報</td><td>B 情報</td><td>C 情報</td><td>ごく軽度な機器故障</td><td>清掃・調整等で復旧可能な機器停止等</td><td>不適合等</td></tr></table>					トラブル情報			運転情報			A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等
トラブル情報			運転情報														
A 情報	B 情報	C 情報	ごく軽度な機器故障	清掃・調整等で復旧可能な機器停止等	不適合等												

*：『A情報』：安全協定報告事象等、または、それに準ずる事象、『B情報』：事象の進展または状況の変化によっては、安全協定報告対象になるおそれのある事象等、『C情報』：A、B情報に該当しない軽度な不具合、汚染等、特に連絡を要する事象

事象概要



復旧方法

故障した部品の交換により復旧

トラブル等に伴う設備への影響範囲

影響の範囲の設備を停止して復旧

